

鑑識代行員制度の実施について（概要）

（令和2年3月6日 鹿鑑第73号）

本通達は、警察署における現場鑑識活動の充実を図るため、署状に応じてあらかじめ鑑識代行員を指定し、鑑識係が不在時の鑑識業務又は鑑識係とともに現場鑑識活動を実施することを定めたものである。

本通達の主な内容は

- 鑑識代行員の目的
- 鑑識代行員の任務
- 鑑識代行員の指定
- 鑑識代行員の運用と指揮
- 鑑識代行員に対する教養
- 運用上の留意事項
- 鑑識代行員の指定と通知
- 鑑識代行員の表彰

等である。